2012年度政策調査会報告書

真宗興法議員団

御　挨　拶

政策調査会　会長　安藤伝融

真宗興法議員団の中で、今の宗門の課題、将来の宗門のあるべき姿を課題にする“学びの場”を持っています。それが政策調査会です。費用は団員が出し合い、それぞれのチームに分かれ、京都に集まる、また必要に応じて現地学習をしながら、政策調査学習をしています。

政策調査会の課題は興法議員団の団員の中から問題提起されます。現在団員は42人ですが、42人だけのものではありません。全国の多くの住職、坊守、教師、僧侶、門徒からの願いから課題を頂いています。一人ひとりの議員、また興法議員団を支援して下さっている方たちとの“繋がりの中”にあります。この“繋がりの中”にあることが決定的に大事なことと思います。まさに「一人はひとりにあらず」です。そして、課題を頂き、政策調査の学びを持った幾多のものが政策提言となり、当局の宗務の施策の“根”となっていくものと考えています。

今回のこの報告書は、一年という短い中における政策の学び調査で、その課題を４点に絞ったものです。今後も幅広い課題を頂きながら議員団の政策調査の学びをしていきたいと思っています。この報告書の内容に関して、ご指摘、ご批判、ご提言などを頂きたく、お願い申し上げます。

政策調査会　2012年度（2012年７月１日～2013年６月30日）

A「同朋会運動51年」	土肥人史（主査）熊谷宗惠　黒川紘紀　下谷泰史　清　史彦 朝倉順章　江尻靜哉　勅使　忍　三島多聞
B「教　学・教　化」	東野文惠（主査）安原　晃　調　紀　長久寺德瑞　加藤祐晃 馬場礼子　滝澤康俊　小川香潤
C「財　　政」	大橋秀暢（主査）竹田惠示　髙木文善　但馬　弘　巖城孝明 武宮信勝　沼　秋香　横山信幸　最上知道
D「制　度・機　構」	望月慶子（主査）藤田智賢　杉浦義孝　林　治　鷲山宣裕 大谷制以知　髙月賢瑩　崖　啓互

A．政策調査会「同朋会運動51年」報告

(はじめに)

宗祖御遠忌後の真宗同朋会運動の展開を審議検討するため、2012年度政策調査会「同朋会運動51年」チームはその作業に入った。まず当チーム会員が共通認識を持つために、昨年度政策調査会「同朋会運動50年」チームが御苦労してまとめられた政策調査研究中間報告書2011別冊「真宗同朋会運動已今当の50年」を手がかりに、特にその中で提起されている〔同朋会運動〕タイトルCの運動理念、施策理念、施策項目を念頭に置いた。

具体的な作業として、毎月当チーム会員相互に発題者を立て問題提起をする形式をとった。その内容は、宗門の教団論・僧伽論の見直し、真宗教化センター構想こそ宗祖御遠忌記念事業、宗祖御誕生850年立教開宗800年（2023年）までのコンセプト、「同朋社会」すなわち「教法社会」、選択本願と真宗の宗風、地域における真宗の土徳づくりと御坊（別院）を中心とする教化体制等多岐に及ぶ。宗門現状の総論として真宗同朋会運動の趣旨と願いが曖昧で運動が停滞していると言われる中で、当チーム会員１人ひとりの同朋会運動の展開と課題を聞かせていただいた。また、真宗興法議員団の同朋会では最近同朋会運動について触れられ、「一人ひとりの同朋会運動があっていいのではないか」、「同朋会運動は決して特別なことではない」という指摘があった。

真宗同朋会運動の今後50年、宗祖800回忌を視野に入れて運動の展開を考えるとき、1956年厳しい自己批判と共に出された時の宗務総長宮谷法含氏の「宗門白書」は、運動の検証をも含めて示唆するところが多い。私自身、この度の宗祖750回御遠忌をどのように受けとめてきたのかと思うとき、宗門に対する危機感の欠如という意味において自省の念にたえないと言わざるをえない。

(同朋会運動の課題と展開…教えと歴史と現状…)

「真宗同朋会運動已今当の50年」では、運動50年の歩みを検証し、今後の運動展開の目標が「お内仏を中心とした家庭同朋会をつくろう」と示され、施策の理念及び項目を今日宗門が実施している教化事業の確認と共に提起している。家庭という基本的な人間関係は、先祖のお参りや報恩講を縁として、あらためて間柄を生きる自身を見出してくる。宗祖親鸞聖人は、善知識法然上人との出遇いによって七高僧を先祖とされたのではないか。宗祖が開顕された念仏の教えは、国、民族そして時代の違いを超え、それぞれの境涯をして本有の願いに生きその歴史に参画する一人を開いてくる。生まれた意義と生きる喜びと共に、一人をして決して孤立化させない。

昨年2012年12月に出された宗務審議会「過疎問題に関する委員会」答申には、2010年10月の国勢調査で、一人暮らしの世帯数が1,558万5,000世帯となり、総世帯に占める割合が初めて３割を超える結果が報告されている。これは端的に言えば、人の孤立化を意味する。更に、「社会的過疎」…人口の著しい減少に伴って地域社会における活力の低下…という定義と共に、「真宗の教えの過疎」…教化活動の衰退…すなわち教勢力の低下、つまり人の孤立化は、伝えるべきことが伝わらない状況を意味すると考える。しかし、「社会的過疎」が「真宗の教えの過疎」をもたらす原

因であると短絡的に考えることはできない。今日、宗務改革に着手しなければならないほどに宗門は社会世相と共に混沌としている。この宗門の状況が「真宗の教えの過疎」をもたらしているといっても過言ではないと考える。当委員会答申では法務の代行をはじめ各世帯に法を届けることが大切に願われ、2015年度の開設をめざしている真宗教化センターに寄せる期待は大きい。

教化総合施設真宗教化センターは、企画室と組織部の教化パートをベースに、教学研究所、解放運動推進本部、青少幼年センターと組織的に連携して全国の情報を収集し、その内容によって、「教区→組→寺院→門徒」（縦情報）、「別院→寺院→門徒」あるいは「別院→門徒・一般市民」（横情報）へ直接的に必要な情報を発信提供していく。これまでは、宗門の教化施策を機械的に教区・組に降ろしてきたが、ダイレクトな情報発信により顔の見える繋がりを構築していくことが願われている。このような宗門の教化機構改革をもって、寺院活動の活性化をめざし同朋会運動を推進展開していく。

中央教区・組改編委員会では、御坊（別院）を地域における教化センターとして位置づけることが提案されている。別院は地域の中心道場として真宗の土徳を培い、帰依処としての真宗本廟に直参する門徒を育んできた。しかし、地域の特性を活かしつつ運営されている別院の状況は千差万別で、別院を教化センターとして位置づける提案は、その再生を願うところに起因する。宗務改革を推進する中で、宗門機構における別院の位置づけをより明確にする時期が来ている。

同朋会運動発足当初から願われている「一ヶ寺一同朋の会」ということが示す通り、生活の場において身近な人々に念仏の教えを手渡すことが宗門の使命である。同朋会、御命日の集い、日曜学校、仏事の執行など、その一助となる手立てを宗門は積極的に示していく必要がある。例えば、毎年多様な書籍が刊行されているが、その中にはテキストとして活用できるものがある。今の宗門にはハウ・ツーがない。活用の仕方を分かり易く開示し、同朋会をはじめとする聞法の場を継続し、また新しく開いていこうとする意欲を喚起するきめ細やかな取り組みが必要であり、具体的には真宗教化センターの役割ではないかと考える。

1885年明治期の両堂再建と共に「法義相続・本廟護持」の精神で始まった相続講制度は、今日その見直しが迫られるほどに財政が逼迫している現状が報告されている。それに伴い、宗門護持金制度「同朋会運動推進負担金（仮称）」の導入検討、また相続講制度の見直し、具体的には院号・収骨の料金的取り扱いを再考し財政の明確化を図り、御依頼割当から切り離す旨が課題提起されている。相続講を御依頼割当から切り離すことにより院号・収骨を奨励する意欲が薄れることが懸念されるが、教財一如の懇志教団をどのように蘇生していくのか。そのためにも、賞典としての院号・収骨の意義と教学的な根拠を熟慮しなければならない。

財政の今日的課題は、看過できない問題として「同朋会運動推進計画」に提起されている。このような現実がいずれどうにかなると見ていくのか、それともどうにもならないと自覚して身が動くのか、重要な岐路に立っている。

（終わりに）

宗祖親鸞聖人の人間像を語る中で、ともすれば教法を軽んじてはいないか。同朋会運動は、時

代社会に相応しつつも、真新しい展開が求められているわけではない。どこまでも教法を聞信し続ける人の誕生が願われている。一人ひとりが聞法の場に立つ意欲をどのように持っていただくか、大きな課題である。

現在、宗門内外の諸課題について宗務改革を念頭に置き各種委員会で審議が行われている。宗参両議会は、委員会からの答申・報告を受け、宗門の最高議決機関として各年度の予決算及び条例等の可否をもって宗務の円滑な運営を図り、同朋会運動の推進、宗門の方向性を模索するものである。その中で、「組織から人は生まれない」という言葉が耳の底から離れない。組織の決定ですべてが成されていくのではなく、視野を広く持ちつつ謙虚に当たらなければならないのではないかと考えさせられる。昨年2012年10月の第57回宗議会（臨時会）で、里雄宗務総長が「一人の人、一つの寺」を大切にしながら宗務執行に当たる旨を表明されたことにとても暖かいものを感じた。一人、一ヶ寺そして一門徒を大切に反映する教化・行財政機構の構築を目指し、宗務改革が推進されていくことを願う。

B．政策調査会「教学・教化」 報告　教学・教化から見た大谷派の将来展望

Ⅰ．はじめに（歴史認識と将来展望）

親鸞聖人の教えを「信心為本」と一言に集約した蓮如上人の一代の教化によって今日の真宗教団はある。これは、法然の教えを無知と誤解で理解しようとした明恵に対する応答の書として著述された『教行信證』の根幹である。つまり、如来回向の信心こそが菩提心であり、この菩提心によって人類が僧伽として結合連帯することが可能だというのが親鸞の仏教理解の帰結である。では何故このような仏教領解をしたのか。歴史的現実に対する深い洞察と現実的事情に危機と責任を持った親鸞の動機があるからである。吉水教団に対する責任が教学の営為を生み出したのである。つまり、現実的な問題を原理的に答えたのが教学であり、教学は常に僧伽の実践であることを憶念しなければならないということである。

大谷派教団の将来を考える時、現今の人間とその環境について考察しておかなければならない。親鸞聖人は「総序」と「後序」において「時機」として問題提起されている。つまり、自覚と歴史認識と言っていいだろう。

歴史について言えば、宗祖800回忌の頃、世界人口は急増し、地球環境は汚染され食糧・エネルギーの争奪戦が繰り広げられるであろう。日本人口は現在の約７割に減少し、国民一人ひとりが痛みを伴う社会の諸システム（増税など）の大変革が余儀なくされている。また、宗教自体が相対化或いは世俗化し、宗教関心が低下するであろうと言われている。つまり、自己自身の存在理由を問うという宗教関心のそれではなく、健康や観光といった傍観者的な関わりにとどまるであろう。また異なった視点でいえば、国家間の境界はあるもののグローバル化はより一層進み、その交流ツールとしての英語は英米の影響力の如何にかかわらず、国際共通語として一般化するであろう。人間はというと、その関心はより一層外に、つまり宇宙空間へと向かうであろうし、

人間をより強くより長く生きる生命へと改変させることに飽くなき挑戦をするであろう。そのために、科学技術に一層の信頼を置き、知力を結集して人類の繁栄を熱望するであろう。(参考『2050年の世界－英エコノミスト誌は予測する』2012年文芸春秋刊)

要約すれば、親鸞聖人が予測した末法の時代に、人類は自らの欲望を満たそうとしてその環境は「汚れ、争い、痛む」という「五濁の世」が深化した時代に入るであろう。人間はより一層外に向かって飛躍しようとして、有限存在としての自身の着地点を何処に求めるか模索するであろう。

このように科学的思考と科学的真理が生み出す世界観が一般化する中で親鸞聖人の「他力の信念」が人類の灯として照らし続けるかどうかは、我々宗門人の双肩にかかっていると言っても過言ではない。かかる意味で教学教化の課題を５点に集約した。

１．現代の諸課題に応答できる教師（僧侶）の養成

①教学の振興を宗政の第１義とする

②「教化伝道研修」制度を充実させる

２．「回向」思想によって科学的知見の世界を克服する

愚かな存在（凡夫）であるという自覚に立つ

３．個の自覚から朋の見出せる世界への展開

グローバリズムの世界の中で、個人を平均化分断化するのではなく、個人を貫く「法蔵菩薩の精神」において平等な世界を見出す

４．国際語（英語）による教化事業の展開

①英語による教化布教ができる人の育成（留学制度の充実）

②開教区の言語による聖典翻訳事業の展開

③教化材の英語翻訳出版

５．儀式の再検討

①国際化の視座に立って、誰でもが参加できる儀式や音楽形式による儀式を制定する。

②意味の分かる「表白」、正信偈など現代語訳付き勤行集の製作

Ⅱ．点検と発想の転換

大谷派教団の存亡をかけて、50年後の教団を分析した結果、同朋会運動を起こさざるを得ないとの結論に立ち至った。その願いは、「親鸞聖人の教えを世界に発信する」ことと「家の宗教からの脱皮」であった。しかし、運動発足より７年後に起こった所謂教団問題によって教団内的発想（教団の正常化）に終始して世界への発信はできていない現状があり、門徒戸数調査等に見られるようにいまだ「家」が教団運営の基礎概念になっている。再度、運動当初の願いに立ち返るべきではないだろうか。その上で、発想の転換が求められる。

１「教学教化」の発想の転換

①教師資格の更新制度を設けて、僧侶の熱意と意欲を啓発する。

②真宗教化センターを中心に聖典編纂事業・儀式の現代化に注力する。

2「宗務機構」の発想の転換

①国際室を国際部に昇格させ、人員と組織を拡充して真宗を世界に発信する。

②外国人観光客に真宗の教えを英語で布教する。(本廟内で１日１～２回程度)

③住職在職50年表彰を40年程度に短縮して人材の新陳代謝を促す。

④人材は宗門が責任をもって育成する。特に女性の登用を拡充する。

Ⅲ．如来回向による教化と教育の実践

宗派が「教師資格」の許認可権と「住職」の任命権を持っている以上、それらの取得課程は必要であり終了もあるが、念仏行がLivingと英訳されるように、念仏生活に終了はない。

いわば、「信心」の中に「資格」は含まれるのであるが、そのことを理解したうえで「真宗カリキュラム」を真宗教化センターにおいて検討してほしい。

真宗の教化は如来回向の信心に基づいて行わなければならない。現代社会に起こる様々な問題に対応するについても如来回向の信心を外したなら、それは仏法に出会う方便という意味はもっても、外道化乃至は社会運動へと転落していく危険性を常に孕んでいることを自覚しなければならない。同朋社会の顕現という同朋会運動の展開については常にこのことを内観しなければならない。

Ⅳ．寺院における教化活性化の課題

今、社会が真宗の教団に求めているのは、親鸞聖人の教えに生き生きと歩む住職や寺、宗門の姿ではないだろうか。そこで、寺における教化の活性化について考察してみたい。

①教化の主体と組織

真宗寺院の教化主体は儀式執行と教法宣布の義務がある住職一人にあるわけではない。住職・寺族、総代や婦人会などの役員一人ひとりにあり、それぞれが役割分担と責務遂行の組織全体にあるといっていい。従って、寺における教化とは聞法・儀式執行の企画立案の過程とそれを実現するための組織の構築にある。

②教材の作成

直葬とか家族葬という言葉が流布している現在、葬儀式は業者主導になりつつあるが、時代性や地域性を加味した葬儀の有り様について各教区・各寺で再検討し、参詣者が参加でき、聞法の機縁になるような式次第の編成が求められる。

③教化活動の数値化

当派では５年に１度の「教勢調査」を行っているが、この手法を一般寺院の門徒戸数・門徒人数、葬儀・法事・聞法会などに関わるあらゆるものを数値化して寺院の現状把握と将来像を予測し、対応策を予め立てておくことは社会存在としての寺院の使命でもある。

Ⅴ．大都市圏における寺院の課題

かつて山陰地方に取材した「寺が消える」というショッキングなNHKのドキュメンタリー番

組が放映され地方寺院の存続が危ぶまれて久しいが、今日では大都市圏の中心部にある寺院の存続にも警鐘が鳴り始めている。都心が商業地化され住宅地の空洞化により門徒の移転離散が急速に進んで寺院の経営基盤が揺らいでいるからだ。従って、都心と地方の寺院の課題は共通である。都心にある寺院の教化の一端を要約すれば、１住職家族が一丸となって寺院運営に当たる、２地域密着型・一貫性・時代相応の儀式教化の展開、３会計の全面公開などである。これら都心寺院における課題はすべての寺院にも当てはまる大切な課題であろう。

Ⅵ. 終わりに

地球は一つという感が強い現代、南半球の気象が北半球の気象と関係し、彼方の人が抱えている問題が我々の問題と深く関わっている現代、時代が投げかけてくる様々な問題に真っ向ぶつかるということなしに聞法は成り立たないのではないだろうか。解答が出るかどうかというよりも、諸問題にぶつかり、受け入れ、抱えて聞法の歩みを続けるということが因位法蔵願心に立つという親鸞仏教の面目なのではないだろうか。

C．政策調査会　財政問題　報告

今年度、当部会では次の三点についての議論を行った。

さらに、決算議会についての議論も深めていきたいと考えています。

Ⅰ．相続講制度を考える

現在、院号や真宗本廟収骨の即納などが相続講の問題点とよく指摘されるが、相続講制度そのものは、明治の先達が作り上げたすばらしい制度だと考える。

今後の財の問題を考えるときに、この相続講の良い点を生かすことが重要ではないか。例えば、相続講の賞典に、次のようなものを加えることができないだろうか。

１．ご本尊などの授与物

２．本山出版物

これらは、即、教化につながることであり、法義相続という「相続講」の本来の意義を強調することになると考えられる。早急な実現が待たれる。

３．大谷祖廟納骨を相続講の賞典に加える

これには、多くの利点がある。

①真宗本廟収骨より低い冥加金を設定することで、現代社会で急激に増えている従来の墓離れ、共同墓需要に応えることができる。

②一般寺院の住職の奨励意欲を喚起できる。

③大谷祖廟に於いて、参詣者にしっかりと「伝える」ことによって、大きな新たな「法義相続の場」となる。

4．各地の別院での収骨で、例えば半額を相続講として使えるような制度を創る

一般寺院の住職の協力がより一層得られ、地域において、別院と一般寺院とが共存共栄する一助となる。

「相続講」の「即納」が問題だから、それを廃止して宗門護持金制度を進めるというような発想ではなく、「相続講」の本来の願いは「宗門護持金」の願いと同様なのだから、賞典に「法義相続」に直結するものを増やし、それらの賞典を梃子（てこ）として、毎月護持金を納めて頂くことを寺院住職に奨励していくこと、すなわち、本来の「相続講」を復活・再生することが肝要ではないか。

それによって、長年検討されてきた宗門護持金制度を新たな「相続講」制度へ創りかえることによって、大谷派の歴史に裏打ちされた募財制度を確立できる可能性が高まるのではないか。ここに崇敬護持の姿の回復を願いとしたい。

Ⅱ．宗門の「新規財源」を考える

渉成園（枳殻邸）では、一般会計からの回付金を減らし独立採算を目指した特別会計にすべく、2006年度から500円の参観者協力寄付金を入園者から頂くようになり、2013年度の予算ベースで年間3800万円（有料入場者　７万6000人の想定）、さらに建物冥加金で350万円、合計4150万円の収入予算が見込まれている。

これに対し、年間の維持費予算は、管理費が約3800万円とほぼ整備協力金に見合っているものの、他に、人件費・広報費などで2200万円ほどが予算化されており、合計6000万円の支出となっている。繰越金が1100万円ほどあるが、350万円を一般会計より回付する予算となっている。

こういった現状に対して、渉成園ほどの素晴らしい庭園からはより多くの「財」を生み出せるのではないかという発想が、我々の部会の論議の始まりであった。

2013年５月、財政問題部会で、島根県にある足立美術館を視察した。

この美術館は、日本庭園（約３万坪）がアメリカの庭園専門誌で10年連続日本一に選ばれたり、ミシュランガイドの星を受けたりと、海外の専門家の評価の高い庭園を持つ美術館で、横山大観や橋本関雪などの主に明治期の絵画を所蔵している。

島根県安来市のしかも山際という辺鄙な場所にも関わらず、また2200円という決して安くない入館料にも関わらず、年間40万人以上の入場者を毎年集めており、グッヅの販売や飲食を含めると、一人当たりの支出は5000円近くになると思われる。すると、年間約20億円の収入があることになる。

それに対して、支出は、専任の庭師が６人。給与を一人500万円として年間3000万円が庭園の管理の人件費である。他に、職員40名が毎朝庭園の所定の場所を掃除したり、接客に当たっている。営業職員は４名で、旅行業者などを回り集客努力をしている。給与を一人平均500万円として年間２億2000万円の人件費となる。

グッヅ類や飲食の仕入れ経費がどれほどかは調査できなかったが、少なくない収益を上げてい

ることは明らかであった。

このとてつもない美術館を見学して痛感するのは、我が東本願寺は、その庭園や所蔵する美術品を大きな「縁」として、「伝える」すなわち、新たな御縁創りをしていく大きなチャンスを持っているのではないかということである。

渉成園の日本庭園は、江戸時代1641（寛永18）年に三代将軍・徳川家光から寄進され（約１万坪）、石川丈山の趣向を入れた作庭がなされており、さらにその淵源は、９世紀、嵯峨天皇の子息・源融が奥州・塩釜の風景を模して作庭した六条河原院の故地ともされる。まさに歴史の深い庭園である。また、園内の諸殿も江戸時代末期に二度にわたって焼失したものの、明治初期から順次再建された風情のある日本建築であり、つい数十年前に造られた庭園とは歴史の重みが全く違う。

現在の渉成園拝観で頂けるパンフレットはとても質の良いものだが、さらに歴史や真宗の教えもより適宜に広報するべきであろう。さらに、現在の庭園、諸殿の公開に加えて、例えば、園林堂の棟方志功氏の襖絵を時々、特別公開する。また、一般の人達も参加できる「茶会」を開く。などを行うことで、より多くの方々に足を運んでいただけるであろう。その意味では、数年前に実現した渉成園での囲碁、将棋の棋戦は、とても素晴らしい企画であったと思う。

一方、東本願寺境内にも、武田五一設計の貴重な日本近代建築である内事の建物がある。この内事の建物の一部や庭園を広く公開し、さらに宗宝美術館や迎賓館として活かすことなども、大きな新たな「伝える」縁となるであろう。

それは同時に、拝観料やグッヅ販売を通して、新たな財源創りにもなるのではなかろうか。そして、そのまま門徒の方も門徒外の方も教えに遇う縁となるようありたい。

Ⅲ．宗門の共済制度を考える

大谷派の共済制度は前回の改正によって、大規模災害などによる制度そのものの破綻の可能性はなくなったと考えられる。

しかし、大規模災害時に迅速な被害調査を行うことなどは宗務当局の力では出来ないことは明らかで、その結果、共済金の公平な分配などについての不信が起りかねない。このことは、中越や能登の地震の際にもあったことである。

そこで、保険業法の改正など外部環境の変化もあり、民間の損害保険会社を利用すべきではないかと考える。現在その検討を依頼していると聞き及ぶが、誠に大切な方向であると思量する。

本願寺派では、議論の末、民間の保険を導入し、一般寺院については団体保険割引の適用で火災保険料を大幅に節約出来るようになってきている。

大谷派でも、宗務当局で出来ることと出来ないことをきっちりと仕分けするべきである。そして、外部でこそよりよくできる、この保険などの分野には外部の力を導入し、宗務当局は、大谷派でなければ出来ないことに、すなわち、教団内外に向けた発信「教法に生きる人を生み出し、同朋社会の顕現に努めるべく、教化伝道」にこそ、人材を集中的に当てるべきであると考える。

D．政策調査会　制度・機構　報告

７年間、坊守問題・男女共同参画の政策調査会でしたが、今年度は
①男女共同参画②選挙制度改革についての２点が調査研究課題になりました。

〈はじめに〉

一昨年、真宗大谷派なる宗門は、宗祖の750回御遠忌、真宗同朋会運動発足50年、そして宗憲改正30年の節目の年を迎えました。宗門がいのちとして推進してきた同朋会運動の中で明らかにされた古い宗門体質の克服という課題は重要なものと考えており、その具体的な姿である「男女両性で形づくる教団」とは、宗門に属する男女が立教開宗の精神に則り、性別にかかわりなく平等な立場でともに宗政に参画し、同朋公議を尽くしていくことにあります。ところが、あらゆる人々の課題であるにも関わらず、宗門全体の変革にはつながっていかないという現状がありました。

しかし、このことについては2005年から、興法議員団の政策調査会の全体課題として取り組み、以後、「坊守問題・男女共同参画」を課題として政策調査会が取り組んできたことから、具体的進展がなされました。

坊守籍簿登録については、近年条例改正等がなされ、坊守が宗門の正式な構成員として位置づけられたことから、坊守籍簿登録への自覚等が顕著になってきています。坊守籍簿登録者は、必要に応じて、弔慰金、慰問金、などの待遇が受けられることになっていますが、このことは、住職、前住職、前坊守、坊守だけが給付の対象になっています。つまり、職分としての存在が認められていることになります。現在、寺院教会は約8700ケ寺、そのうちの坊守籍簿登録者は約5000人です。今少し、周知徹底が必要と思います。

坊守就任式については、長年の坊守会連盟の願いであり、施行条規32条の２には「条例22条に定める任務を全うすることから坊守自らが宣誓するため、真宗本廟において坊守就任式を行う」とあります。つまり、坊守としての本分を尽くすことを御真影の前で誓約する儀式です。施行されて５年になりますが、現在、受式率を挙げるため周知徹底の努力がされています。

真宗寺院を預かる者としての職分の自覚と、環境整備の周知徹底する条例制定が必要と思います。当初は現坊守だけという制限がありましたが、５年を経過して、最近は准坊守も受式したいという声も聴きます。准坊守も坊守籍簿登録者が400人近くいることから、今後は准坊守も対象とすべきです。

近年の寺院を取り巻く環境は厳しいものがあり、寺における坊守や准坊守の果たす役割は重要になってきています。

「坊守は坊守就任式を受けなければならない」と寺院教会条例第３章・坊守21条に追加規程すべきです。

〈望まれる具体的な施策〉

①真宗大谷派・男女共同参画に期する条例制定

②男女共同参画に期する機関の設置
③行動計画（数値目標の設置）
④意思決定機関における女性参画の拡大
教区会における女性参画の拡大、組会における女性参画拡大、宗議会、参議会、教区門徒会、組門徒会における女性参画拡大、教化委員会への参画拡大
⑤教化の現場である寺院・教会において総代に女性の選出
⑥女性が教師資格の取得しやすい環境整備
⑦多様な選択を可能にするため女性の人材養成を行い、女性を活躍させる。
⑧女性の参画推進のため実行性のある措置としてポジティブアクションの導入が必要。
⑨意識啓発。性別役割分担意識克服に向けた意識啓発。

〈具体的動き〉

男女両性で形づくる教団を現実のものにするため、以上のことをベースに、組織部長の諮問機関として、「男女共同参画推進研究会」が設置されました。

2010年３月より12月までに６回開催され、2010年12月研究会報告が提出されました。

その報告書を受けて、宗務審議会「男女共同参画推進に関する委員会」が2011年設置されました。

諮問事項として、「女性の宗門活動における課題抽出と具体的施策について」で、委員会は７回の調査審議の結果、2012年12月答申を提出しました。

真の同朋社会の実現と宗門活性化に向け「男女両性で形づくる教団」を実現のものとすべく、「男女共同参画推進条例」策定のために具体的作業に早急に着手するようにと答申しています。

その答申を受けて、2013年６月常会では、男女共同参画推進条例策定に向けて、今年度は「男女共同参画推進会議」を設置すると当局が明言しました。さらに進んでいくことになると思います。

〈おわりに〉

宗門が男女共同参画による真の同朋教団をめざすことは、女性差別解消・性差別意識の克服に留まらず、過疎化、高齢化、少子化、核家族化、そして門徒の寺離れの急激な進行という時代社会がもたらす宗門危機の現状に、宗門全体で取り組む上で大きな力になります。また、男女が対等なパートナーとして寺院・教会の運営に携わることによって、男性僧侶中心教団から開かれた教団、開かれた聞法道場への宗門がその本来性を回復する第一歩です。

２選挙制度について

〈はじめに〉

同朋公議を掲げる宗門の最高議決機関である宗会の選挙制度の問題は、立法府の課題であり、

教師の使命を明確にし、教団負荷の責務を確認することになります。

今年度は、真宗興法議員団の政策調査研究会報告書2011年の課題「選挙制度」―宗門をひらく選挙制度改革―をもとにさらに調査研究を重ねました。

まず、宗議会議員選挙の現状を分析しました。

2000年は30教区の内、４教区で投票が行われ、最低76.6％、最高84.9％

2005年は30教区の内、13教区で投票が行われ、最低64.9％最高90.3％

2009年は30教区の内、４教区で投票が行われ、最低69.0％最高84.3％でありました。

国政選挙に比べると現状の数字は満足すべきものですが、宗門の選挙としては「同朋公議」の実を上げるためにも、選挙権の尊重という観点からもより100％に近づける努力が必要と考え、次の項目について調査研究を行いました。

〈検討内容〉

①投票時間の延長について

選挙に必要な人員、経費等を勘案したうえで不在者無投票の時間延長も論議し、与野党の合意を基に投票時間２時間延長が今年度の議会において内局提案として結実しました。

②投票区の見直しについて

有権者が自身の投票区から離れて居住している場合、当該教務所で投票できるようにしてはということですが、問題点としては、本人確認をどのようにするのか、その責任の所在など解決する問題点が多々あります。

③立候補者に名簿の提供等について

立候補条件の平等化という観点からも提供すべきと考えます。

④教区会議員選挙について

教師が宗門運営の中心的使命を担っているので、宗議会議員の選挙改正がされた時点で教区会議員選挙制度についても視野に入っていたと思われる。教区改編や一票の格差、組の教化・運営の中心を担う組長議員の問題などもあり、慎重に検討されるべきと考えます。

〈おわりに〉

有権者名簿の整理については、全教師の現住所は把握できていないのが現状です。

宗門の現行制度は、宗教法人法に依る包括法人と被包括法人の関係で成り立ち、個人ではなく寺院教会を基本単位として行政が行われているからです。つまり、教区会議員選挙、組制などすべてにわたり寺院教会が宗門構成の基本単位になっているので、有権者名簿の整理は出来ていないのが現状でしたが、今後は名簿の整理から始め、有権者に直接投票用紙が配付されることを検討すべきだと考えます。

また、選挙制度の改革は、同朋公議に立った宗政参画の在り方を考えるべきで、当然、「男女両性で形づくる教団づくり」を視野に入れての改革でなされなければなりません。